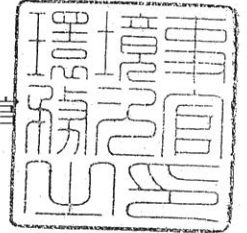


環循特発第 1803293 号
平成 30 年 3 月 29 日

山口県知事 殿

環境事務次官



放射性物質汚染廃棄物処理事業費補助金（指定解除後の廃棄物の処理
促進事業）交付要綱について

標記補助金の取り扱いについては、別添「放射性物質汚染廃棄物処理事業費補助金
（指定解除後の廃棄物の処理促進事業）交付要綱」により実施することとしたので通
知する。

なお、貴管内市町村等に対しては、貴職より周知願いたい。

環境省 環境再生・資源循環局
特定廃棄物対策担当参事官室

担当：西條・近藤
TEL：03-6457-9098

放射性物質汚染廃棄物処理事業費補助金（指定解除後の廃棄物の処理促進事業）
交付要綱

（通則）

第1条 放射性物質汚染廃棄物処理事業費補助金（指定解除後の廃棄物の処理促進事業）（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）の規定によるほか、この要綱の定めるところによる。

（交付の目的）

第2条 平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質に汚染された廃棄物のうち、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成23年法律第110号。以下「放射性物質汚染対処特措法」という。）第17条第1項の規定により環境大臣の指定を受け、その後、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則（平成23年環境省令第33号。以下「放射性物質汚染対処特措法施行規則」という。）第14条の2第1項又は第2項の規定により、その指定を取り消された廃棄物（以下「指定解除後の廃棄物」という。）について、指定廃棄物として指定されていた経緯に鑑み、その処理を円滑に進めるため、指定解除後の廃棄物を処理する市町村、一部事務組合若しくは広域連合（以下「市町村等」という。）又は排出事業者に対し、事業実施に必要な経費を国が補助することにより、その処理を促進することを目的とする。

（定義）

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 「一般廃棄物」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第2条第2項に規定する一般廃棄物をいう。
- 二 「産業廃棄物」とは、廃棄物処理法第2条第4項に規定する産業廃棄物をいう。
- 三 「指定廃棄物」とは、放射性物質汚染対処特措法第17条第1項の規定により環境大臣の指定を受けた廃棄物をいう。
- 四 「一部事務組合」及び「広域連合」とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第1項に定める一部事務組合及び広域連合をいう。
- 五 「排出事業者」とは、指定解除後の廃棄物（廃棄物処理法の産業廃棄物に該当するものに限る。）について、その事業活動により当該廃棄物を排出した者として廃棄物処理法第11条第1項の規定によりその処理を行う者をいう。

(補助金の交付の対象及び交付率等)

第4条 環境大臣は、第2条の目的を達成するため、市町村等又は排出事業者が行う次の各号に掲げる事業（以下「補助事業」という。）に要する経費のうち、必要性や合理性の観点から補助金の交付対象として環境大臣が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内において補助金を交付する。

- 一 指定解除後の廃棄物の処理
 - 二 その他当該指定解除後の廃棄物の処理に関連した必要な事業
- 2 補助対象経費及び補助率は、別表1のとおりとし、交付額の算定に当たって、補助事業における仕入に係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。（以下「消費税等相当額」という。))があり、かつ、その金額が明らかな場合は、これを減額して算出しなければならない。ただし、算出時において当該消費税等相当額が明らかでない場合については、この限りでない。
- 3 他の法令及び予算に基づく補助金等（適正化法第2条第1項に規定する補助金等をいう。）の交付を受けて行われる事業に要する経費については、交付の対象としない。

(交付申請手続)

第5条 前条第1項に掲げる事業を実施しようとする者（以下「補助事業者」という。）は、様式1による交付申請書に関係書類を添えて環境大臣に提出して行うものとする。

(交付決定の通知)

第6条 環境大臣は、前条の規定による交付申請書の提出があったときは、審査の上、交付決定を行い、様式2による交付決定通知書を補助事業者に送付するものとする。

(交付の条件)

- 第7条 当該補助対象経費については、国が東京電力ホールディングス株式会社に対して求償を行うものとする。なお、補助事業者は、国が補助事業者に代位して東京電力ホールディングス株式会社に求償し、損害賠償を受けた限りにおいては、求償権を有しないこととなる。
- 2 補助事業者は、国の求めに応じて、前項の求償を行うために必要な帳簿及び証拠書類の写し等を国に提出しなければならない。
 - 3 第1項の求償により東京電力ホールディングス株式会社から国に支払われた賠償金については、その全部を国庫に納付するものとする。
 - 4 補助事業者は、消費税等相当額について、補助金の額の確定又は消費税の申告後において精算減額又は返還を行わなければならない。

(申請の取下げ)

第8条 補助事業者は、交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、補

助金の交付申請を取り下げようとするときは、交付決定の日から起算して15日以内に、その旨を書面で環境大臣に申し出なければならない。

(契約等)

第9条 補助事業者が補助事業を遂行するため、売買、委託その他の契約をする場合には、次の各号のとおりとする。

一 補助事業者のうち地方公共団体にあつては、補助事業を遂行するため、売買、委託その他の契約をする場合には、一般競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般競争に付することが困難な場合又は不適當な場合には、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。

二 補助事業者のうち民間事業者にあつては、可能な限り複数者から見積りを取った上で、当該見積りの中で補助事業を適正に遂行するに足りると認められる範囲における最低価格を提示した者を選定（一般競争等）するものとする。ただし、複数者から見積りを取ることが困難な場合や最低価格を提示した者を選定していない場合には、その選定理由を明らかにした選定理由書を整備した上で、補助事業を適正に遂行することが可能と認められる業者と契約等を行うことができる。

2 補助事業者は、補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとするときは、この要綱の各条項を内容とする契約を締結しなければならない。

(変更交付申請手続)

第10条 補助金の交付決定を受けた後、事情の変更等により申請の内容を変更して交付の申請を行う場合には、補助事業者が様式3による変更交付申請書を環境大臣に提出して行うものとする。

2 環境大臣は、前項の規定による変更交付申請書の提出があつたときは、審査の上、変更交付決定を行い、様式4による変更交付決定通知書を補助事業者に通知するものとする。

(計画変更の承認)

第11条 補助事業者は、次の各号の一に該当するときは、あらかじめ様式5による計画変更申請書を環境大臣に提出し、様式6による承認を受けなければならない。なお、補助金の額に変更を伴う場合は、第10条に定める手続きによるものとする。

一 補助事業の区分ごとに配分された額を変更しようとするとき。ただし、別表2の重要な変更該当しない場合は、この限りでない。

二 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、別表2の重要な変更該当しない場合は、この限りでない。

2 環境大臣は、前項の承認をする場合には必要に応じて交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(補助事業の中止又は廃止)

第 12 条 補助事業者は、補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとする場合は、様式 7 による申請書を環境大臣に提出し、様式 8 による承認を受けなければならない。

(事業遅延の届出)

第 13 条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに様式 9 による報告書を環境大臣に提出し、様式 10 による指示を受けなければならない。ただし、変更後の完了予定期日が当該年度を越えない場合で、かつ、当初の完了予定期日後 2 か月以内である場合は、この限りでない。

(状況報告)

第 14 条 補助事業者は、補助事業の遂行及び支出状況について、環境大臣の要求があったときは、速やかに様式 11 による事業遂行状況報告書を環境大臣に提出しなければならない。

(実績報告)

第 15 条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（第 12 条の規定に基づく補助事業の中止又は廃止の承認を受けたときを含む。）は、事業を完了した日から起算して 30 日を経過した日又は翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い日までに様式 12 による実績報告書を環境大臣に提出しなければならない。

- 2 交付対象事業の実施期間内において、国の会計年度が終了したときは、翌年度 4 月 30 日までに様式 13 による年度終了実績報告書を環境大臣に提出しなければならない。
- 3 環境大臣は、前 2 項の規定により補助事業者が提出した書類に不足等がある場合には、実績報告書に関する書類等の提出を補助事業者に求めることができる。

(補助金額の確定等)

- 第 16 条 環境大臣は、前条第 1 項の報告を受けた場合には、実績報告書の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告にかかる補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、様式 14 による交付額確定通知書により補助事業者に通知するものとする。
- 2 環境大臣は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、すでにその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。
 - 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から 20 日以内とする。ただし、補助事業者が当該補助金の返還のための予算措置につき、議会の議決を必要とする場合で、かつ本文の期限により難しい場合その他やむを得ない事情がある場合には、申請に基づき補助金の額の確定の通知から 90 日以内で環境大臣が別に定める日以内とすることができる。

- 4 環境大臣は、前項の返還期限内に補助金に相当する額の納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の支払)

第 17 条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、真に必要なと認められる経費については、概算払をすることができる。

- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払いを受けようとするときは、様式 15 による請求書を環境大臣に提出しなければならない。

(交付決定の取消等)

第 18 条 環境大臣は、第 12 条の補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次の各号のいずれかに該当する場合には、交付決定の全部若しくは一部を取り消し又は変更することができる。

- 一 補助事業者が、適正化法、適正化法施行令その他の法令又はこの要綱の規定に定めるところに違反したことにより、環境大臣の指示を受け、この指示に従わない場合
 - 二 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
 - 三 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
 - 四 前三号に掲げる場合のほか、交付の決定後に生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 環境大臣は、前項の規定により交付決定の取り消しを行った場合について、交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
 - 3 環境大臣は、前項の返還を命ずる場合には、第 1 項第 4 号に規定する場合を除きその命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利 10.95 パーセントの割合で計算した加算金の納付を合わせて命ずるものとする。
 - 4 第 2 項に基づく補助金の返還については、第 16 条第 3 項及び第 4 項の規定を準用する。ただし、第 16 条第 3 項ただし書きについては、これを準用しない。

(財産の管理等)

第 19 条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 補助事業者は、取得財産等について、様式 16 による取得財産等管理台帳を備え、管理しなければならない。

(財産処分の制限)

第 20 条 取得財産等のうち、適正化法施行令第 13 条第 4 号及び第 5 号の規定に基づき環境大臣が定める処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価 50 万円以

- 上の機械器具、備品及びその他の財産とする。
- 2 適正化法第 22 条に定める財産の処分を制限する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）で定める期間とする。
 - 3 補助事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ環境大臣の承認を受けなければならない。
 - 4 補助事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準について（平成 20 年 5 月 15 日付け環境会発第 080515002 号大臣官房会計課長通知。以下「財産処分承認基準」という。）に定める別紙様式 1 による申請書を環境大臣に提出し、その承認を受けることなしに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。ただし、財産処分承認基準に定める包括承認事項に係るものであって、財産処分承認基準に定める別紙様式 2 を環境大臣に報告し、受理されたものについては、環境大臣の承認があったものとして取り扱うものとする。
 - 5 環境大臣は、前項の承認手続きを経て取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときはその収入の全部又は一部を国に納付させることができるものとする。
 - 6 前項の納付について、環境大臣が定める期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて年利 5 % の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（補助金の経理）

- 第 21 条 補助事業者は、補助事業の経費について、他の経理と明確に区分して補助事業の収入額及び支出額を記載した帳簿を備え、補助金の使途を明らかにしておくとともに、その支出額について、その支出内容を証する書類を整備しておかなければならない。
- 2 補助事業者は、前項の帳簿その他の証拠書類を補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して 5 年間保管しておかなければならない。
 - 3 環境大臣は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、その補助金の経理について調査し、若しくは指導し、又は報告を求めることができる。

（消費税額等の確定）

- 第 22 条 補助事業者は、補助事業の確定後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等相当額が確定した場合には、様式 17 による報告書を速やかに環境大臣に提出しなければならない。
- 2 環境大臣は、前項の規定による報告書の提出を受けたときは、消費税等相当額の返還を命ずるものとする。
 - 3 前項の納付については、第 16 条第 3 項及び第 4 項の規定を準用する。

（標準処理期間）

第 23 条 環境大臣は、第 5 条又は第 10 条に規定する申請書が到達した日から起算して、原則として 1 か月以内に交付の決定を行うものとする。

(その他)

第 24 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関するその他必要な事項は、環境省環境再生・資源循環局長が別に定める。

(附則)

この要綱は平成 28 年 4 月 28 日から施行する。

(附則)

- 1 この要綱は平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 29 年度までに実施した事業については、従前の例によるものとする。

環循特発第 1803293 号
平成 30 年 3 月 29 日

山口県知事 殿

環境省
環境再生・資源循環局長



放射性物質汚染廃棄物処理事業費補助金（指定解除後の廃棄物の処理
促進事業）実施要領について

標記補助金の取り扱いについては、別添「放射性物質汚染廃棄物処理事業費補助金
（指定解除後の廃棄物の処理促進事業）実施要領」により実施することとしたので通
知する。

なお、貴管内市町村等に対しては、貴職より周知願いたい。

環境省 環境再生・資源循環局
特定廃棄物対策担当参事官室

（ 担当：西條・近藤
TEL：03-6457-9098 ）

放射性物質汚染廃棄物処理事業費補助金（指定解除後の廃棄物の処理促進事業）
実施要領

（通則）

第1条 放射性物質汚染廃棄物処理事業費補助金（指定解除後の廃棄物の処理促進事業）（以下「本事業」という。）については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び放射性物質汚染廃棄物処理事業費補助金（指定解除後の廃棄物の処理促進事業）交付要綱（平成28年4月28日。以下「交付要綱」という。）によるほか、この要領に定めるところによる。

（事業の内容）

第2条 本事業は、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故による放射性物質汚染で発生した汚染廃棄物のうち、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成23年法律第110号。以下「放射性物質汚染対処特措法」という。）第17条第1項の規定により環境大臣の指定を受け、その後、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則（平成23年環境省令第33号。以下「放射性物質汚染対処特措法施行規則」という。）第14条の2第1項又は第2項の規定により、その指定を取り消された廃棄物（以下「指定解除後の廃棄物」という。）について、市町村、一部事務組合若しくは広域連合（以下「市町村等」という。）又は排出事業者が円滑に処理を行うために必要な事業を行うものとする。

（事業実施主体）

第3条 本事業の事業実施主体は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第6条の2第1項の規定に基づき一般廃棄物を処理する市町村等及び第11条第1項の規定に基づき産業廃棄物を処理する排出事業者とする。

（事業の委託）

第4条 市町村等及び排出事業者は、事業の一部又は全部を市町村等又は排出事業者が適切と認める者に委託することができるものとする。なお、その際は、市町村等及び排出事業者は交付要綱第6条の規定による交付決定通知書の条件を付して契約しなければならない。

2 市町村等又は排出事業者から事業の委託を受けた者は、廃棄物処理法等の関係法令に違反しない場合であって、書面により事業実施主体の承諾を得た場合を除き、その事業を第三者に再委託することはできない。

(補助対象となる廃棄物の範囲)

第5条 本事業の補助対象となる廃棄物は、放射性物質汚染対処特措法第17条第1項の規定により環境大臣の指定を受け、その後、放射性物質汚染対処特措法施行規則第14条の2第1項又は第2項の規定により、その指定を取り消された廃棄物とする。

(補助対象経費の範囲)

第6条 本事業で導入する機械・器具及び備品等については、原則としてレンタル又はリースによるものとする。ただし、次のいずれかの項目に該当する場合には、購入によることができる。

- 一 レンタル又はリースよりも購入した方が安価な場合
 - 二 当該物品等の取扱業者がなく、レンタル又はリースによる導入が難しい場合
- 2 仮設処理施設は、廃棄物処理法等の関係法令を遵守して設置するものとし、次の各号のいずれかに該当する場合に限り補助対象とする。
- 一 焼却施設等は、指定解除後の廃棄物を焼却する余力がないなど、既存処理施設で対応が困難な場合
 - 二 その他本事業の実施に当たり、特に必要と認められる場合
- 3 指定解除後の廃棄物の処理に伴って発生した廃棄物（梱包資材等）の処理費については、補助対象とすることができる。

(補助対象外の経費)

第7条 本事業において、次の各号に該当する事業又は経費については、補助対象から除外するものとする。

- 一 指定解除後の廃棄物の最終処分の方針が明確でない事業
- 二 指定解除後の廃棄物の焼却等の減容化により生じた放射性セシウム濃度が 8,000Bq/kg 超の焼却灰等の保管・処理経費
- 三 指定解除後の廃棄物と混焼等をした廃棄物の処理に係る経費（仮設処理施設の整備費は除く。）
- 四 地方公共団体の常任職員の人件費等の固定費及びパソコン、デジタルカメラ等汎用品の購入費
- 五 当該補助金の申請を行うために要した経費

(書類の整備)

第8条 本事業の実施に当たり、次の各号に該当する書類を整備するものとする。

- 一 本事業により処理を実施しようとする廃棄物が放射性物質汚染対処特措法施行規則第14条の2第1項又は第2項の規定により環境大臣が指定を取り消した廃棄物であることが確認できるもの（廃棄物の保管状況の分かる写真、保管場所の地図、指定解除後の管理や処理の経過が分かる記録等）
- 二 見積書（施設、機械・器具及び備品の場合は原則3社以上）、納品・請求書、領収書、

契約書（雇用契約も含む）等

三 会計処理に関する規程（旅費、謝金、工事算定基準等）

四 本事業に従事する者（地方公共団体の常任職員を除く。）の作業日誌（日時、場所、作業内容、作業時間、作業者氏名等）

（事業の実施期間）

第9条 本事業の実施期間は、平成31年3月31日までとする。

（助成措置）

第10条 国は、予算の範囲内で、交付要綱第4条に定める事業に要する経費であって、別表1に掲げるものについて、市町村等又は排出事業者に対して補助するものとする。

（留意事項）

第11条 市町村等及び排出事業者は、本事業の実施に当たり、焼却等の中間処理施設、最終処分場、これらの施設への搬入路等の周辺住民の理解を得るものとする。

2 市町村等及び排出事業者は、本事業を円滑に推進するため、環境省及び都道府県等の関係自治体と緊密に連携するものとする。

3 事業実施に当たっては、原則として競争性のある契約方式により行うなど、公平性・透明性の確保に努めるものとする。

（その他）

第12条 この要領に定めるもののほか、本事業の実施に必要な細目は、環境省環境再生・資源循環局特定廃棄物対策担当参事官が別に定める。

（附則）

この要領は平成28年4月28日から施行する。

（附則）

1 この要領は平成29年6月1日から施行する。

2 平成28年度までに実施した事業については、従前の例によるものとする。

（附則）

1 この要領は平成30年4月1日から施行する。

2 平成29年度までに実施した事業については、従前の例によるものとする。

別表1 (第10条関係)

区 分	費 目 の 内 容
賃金	事業の実施に直接必要な作業・業務に従事した者（地方公共団体の常任職員を除く。）に対する実労に応じた経費
法定福利費	事業の実施に直接必要な作業・業務に従事した者（地方公共団体の常任職員を除く。）の事業主負担分
報償費	事業の実施に直接必要な専門知識の提供等を受けた者に対する謝金等
旅費	事業の実施に直接必要な調査、打合せ等に要する電車、バス等の運賃、日当等
需用費	事業の実施に直接必要な燃料、消耗品等の購入又は施設・機械の修繕にかかる経費（弁当代は除く。）
委託費	指定解除後の廃棄物の収集・運搬、中間処理、埋立処分及び放射性物質の測定等の業務を第三者に委託するために必要な経費
使用料及び賃借料	事業の実施に直接必要な用地（私有地に限る。）、施設、機械・器具、車両、会場等の借上経費
備品購入費	事業を実施するために直接必要な物品等（パソコン、デジタルカメラ等の汎用品は除く。）の購入に要する経費
工事請負費	土地の整地（簡易な舗装工事を含む。）、仮設処理施設の設置・撤去、既設処理施設の改造等に要する経費
原材料費	事業の実施に直接必要な原材料の購入に要する経費